

阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この告示は、阿波市における生ごみの減量化又は資源化を図るため交付する電気式生ごみ処理機設置事業補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 電気式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)の補助金交付申請時及び購入時に、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 購入した処理機を自らの世帯で使用し、適切に管理することができる者
- (3) 市が実施するごみ減量化等に関する調査に協力できる者
- (4) 市税を滞納していない者

(補助の対象となる処理機)

第3条 補助の対象となる処理機は、補助対象者が購入した処理機とする。

2 前項の規定にかかわらず、中古品である処理機は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、処理機の購入に要した費用とする。ただし、処理機の保証料、配送料及び設置に要した費用は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に定める期間に応じ、同表の中欄に定める補助基本額と同表の右欄に定める補助上限額を比較して少ない額として、予算の範囲内で市長が定める額とする。

購入及び申請期間	補助基本額	限度額
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	補助対象経費の5分の4以内の額	40,000円
令和10年4月1日以降	補助対象経費の2分の1以内の額	30,000円

2 前項において算出した金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 補助金の交付は、1世帯につき1基を限度とする。ただし、第7条に規定する交付決定を受けた日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機のカatalog
- (2) 領収書の写し(購入年月日、購入店舗、購入商品名及び購入金額が記載されたものであつて、購入者及び当該者が処理機の購入代金を支払ったことが分かるもの。処理機の販売者が発行したものに限る。)
- (3) 保証書の写し
- (4) 設置後の写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項に規定する交付申請書の提出は、処理機を購入した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付をすることが適当でないとしたときは、阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付請求書(様式第4号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定により交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付決定取消通知書・返還命令書(様式第5号)により交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)に記載された交付条件に従わなかったとき。
 - (3) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に、補助金交付の目的に反した使用、転売、譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保等を行ったとき。
 - (4) その他市長が不適当と認めるとき。
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。